

平成29年度 第3回甲賀市下水道審議会 会議録

1. 開催日時 平成30年2月14日（水） 午後2時から午後4時まで
2. 開催場所 甲賀市役所 別館1階 会議室101
3. 議 題 ・協議
①平成29年度甲賀市下水道事業会計決算見込について
②平成30年度甲賀市下水道事業会計予算案について
③地域再生計画（汚水処理施設整備交付金）の事後評価について
4. 公開又は非公開の別 公開
5. 出席者
委 員 福西義幸委員、森村秀紀委員、木村万百合委員、福井誠委員、
東川弘美委員、福田佳子委員、大林鉄男委員、山川芳範委員、
木村春美委員、松下富男委員、奥田永子委員、黒田須賀子委員
以上12名

事務局 上下水道部 小嶋部長、立岡次長
下水道課 西田課長補佐、井口係長
上下水道総務課 大谷課長、福田課長補佐、井上係長
6. 傍聴者数 0人
7. 会議資料 別紙のとおり
8. 議事の概要 別紙のとおり

○出席委員数の報告

出席委員は12名で、委員全員の出席であることから、甲賀市下水道審議会規則第4条第2項の規定により、会議が成立していることを事務局から報告。

○協議

事務局 ①平成29年度甲賀市下水道事業会計決算見込について、資料に基づき説明。

委員 4ページの公共下水道の分担金負担金の推移において、平成29年度見込の収納率が28.61%となっている。前年度から見ると落ちている。これはおそらく、新たな賦課対象土地が増えたからではないかと思っているが、原因はどこにあるのか説明を。

事務局 受益者負担金分担金には過年度分と新たに発生した分がある。3年分割で

払うことにより収納率が下がる。

大口の受益者があった場合、その納付によってもかなり収納率が変わる。賦課区域なり、対象者によっては納付の状況が変わることで収納率が変わることもある。納期限までに納めていただくようには努力している。

農業集落排水については新たな賦課区域はなく、残っているのは数件である。過年度分として残っていることから、資力に何らかの事情がある方もいる。徴収できる債権なのか見極めていく必要があると考えている。

委員 公共下水道分担金収納率が44.39%から28.61%に変わった。全体的にいろいろ原因はあると思うが、特に新たな所の賦課は、3年間に分けて負担金分担金を払ったらいいいので、その分が影響しているのではないか。一番の低下の原因はどこにあるのか尋ねたい。

事務局 3年分一括であっても、分割納付であっても分子分母ともに反映するが、分割を選ぶ方が増えると収納率が減ることはある。
以前から説明しているように、滞納があり分割納付している大口の事業所がある。今年度の賦課額が前年度よりも下がっているため、相対的に大口の滞納に引っ張られて収納率が下がっている。

委員 決算時にも率はあまり変わらないのか。前年並み位にはなるのか。

事務局 29年度に賦課した金額が28年度よりも少ないので、大きな滞納に引っ張られて下がると見込んでいる。

委員 市民の目線で見ると、“なんやこの滞納率は”、あるいは、“回収率は”と見られがちになる。分析をして、7月には状況説明をしてもらいたい。

収益状況を見ていると、現金総収入の約半分が使用料で、半分は一般会計からの補てんということになる。もし、一般会計からの補てんがなければ今の使用料が倍になると単純計算できる。他市はどうなっているか。例えば県内では。もっと一般会計からの補填をたくさんしている市もあるだろうし、使用料で大半賄えているという市もあるだろう。分かれば教えてほしい。

事務局 収益的収支については1年間の営業活動の結果となる。営業収益とは売り上げであり、一番大きいものが使用料収入となる。下水道を整備してもつないでもらわないと収入が入ってこない。この売り上げを伸ばすようにしていかなければならない。

一般会計からの補助金に関して、下水道は公共用水域の保全など、利用者だけのためではないものもあり、広く行政の責務として収益的収支の中で補助金をもらっている。

委員 使用料は使用者の関心が一番高いものである。甲賀市の下水道使用料は高いと聞いたことがないのでありがたい。

委員の皆さんに、「使用料がもうちょっとどうにかならないか」と声がかかったら、一般会計から半分補助金をもらって今の使用料になっているということを言ってもらえるよう、理解できるように説明してほしい。

余裕のある市なら、一般会計からもっと出せば使用料は安くなる。甲賀市としては財政状況が許さないとと思うので、今の状況ではこれが天井かと思うが、例えば隣の湖南市ではどういう状況か機会があれば調べておいてほし

い。

概ね2億5千万円ほどの事業収益、これはもちろん一般会計からの補助金を入れての話になるが、28年度分の決算見込と比べてもよく似通った決算で、良い決算を打てるのではないかと思う。

委員 今のところ質問もないようなので、今の段階で、全会一致で認識いただいたということで次に移ってよろしいか。

委員 (承認)

委員 ②平成30年度甲賀市下水道事業会計予算案について事務局から説明を。

事務局 平成30年度甲賀市下水道事業会計予算案について、資料に基づき説明。

事務局 平成30年度一般会計浄化槽関係予算について 資料に基づき説明。

委員 平成30年度一般会計浄化槽関係予算案に関して、補助金は1基当たりいくら、あるいは補助率3割とか、一般会計だがわかるか。

事務局 2番の浄化槽設置整備事業補助金は、浄化槽の大きさによって定額で、例えば5人槽であれば332,000円、7人槽、10人槽それぞれ補助金額は要綱で定めている。

3番目の浄化槽設備修繕補助金は、50人槽以下の規模であれば、補助事業となる修繕にかかった費用の2分の1で、10万円を限度としている。

委員 この補助金の申請受付はどの部署でしているのか。

事務局 下水道課で行っている。

委員 予算は一般会計であって、下水道課で補助金を受け付けて、そこで支払うということか。

事務局 はい。

委員 資本的収支予算案に関して、当初からのほぼ計画どおりの工事進捗状況か。30年度予算の付け方は当初計画にのっとった工事内容になっているか。一部変更があるのか、大きく変更があるのか。

事務局 事業予定は10年計画を立てて順次進めているが、一部では同意を得るための時間が必要な地域もある。

その年の予算で執行しているが、繰越事業として執行するなど、若干遅れているところがある。ただ、10か年計画に基づいて事業を実施している。

委員 地元と十分詰めながら進めているのか。

事務局 はい。

委員 審議会としての予算審議はこれだけか。詳細な予算については議会に出すだろうが、審議会としては30年度の下水道関係予算の詳細なものは7月に資料だけもらうのか。

事務局 29年度分については、7月の審議会のときにお渡ししている。予算の成立については3月議会であり、その議会を通ればお渡しさせていただく。

委員 今、委員の皆さんにご協議いただいているのは概略予算ということなので、これに基づいて詳細予算があると思っている。

委員 合併浄化槽区域の中で29年度時点で何基ぐらいの申請、要望があったのか。潜在的な全需要がどのくらいあるのか。そのうちどのくらい整備されたのか。

下水道については10年計画で分かるが、合併浄化槽についてはどのくらいの進捗状況になるのか。

事務局 信楽地域、中野、小川、小川出区の皆さんには、当課から面的整備事業を取り組んでいただくようお願いしているところである

補助金は関係なく独自で設置しているものも含めて、29年4月の時点で3,866基の浄化槽を設置している。これは浄化槽区域だけでなく、公共下水道のエリアでの設置も含まれている。

委員 遅れば遅れるほど人口が減ってきており心配している。公共下水道も農業集落排水とも同じで、計画当時から人口が減り、使おうかという人も減ってきている。この下水道という公共インフラは、高齢者世帯にとって良いインフラ整備である。良いものだが、人口が恐ろしいほど減っている。

委員 農排の関係で、人口が減少して水を使わなくなったら、当然使用料も減ってくる。既に物は投資して、できてしまっている。抜本的解消策は集落の人口を増やしていくことだ。甲賀市としては将来計画も立てているだろうが、下水道事業が一人頑張ってもどうにもならない。総合計画で反映していかないと、審議会で委員の皆さんにいくら知恵を出してもらっても解決できない部分も出てくる。

次の評価のところにも出てくるかもしれないが、どこの地区においても、人口減少傾向に歯止めをかけていかないと、特に農排の扱いについては償却できないところもでてくる。

委員 浄化槽関係予算の6番目、浄化槽維持管理事業補助金の2万円は定額か。何をしたら2万円とか細かい規定があるのか。

事務局 集落がまとまって概ね3年間の短期間で浄化槽設置を行う、面的整備事業に取り組んでいる方を対象に、維持管理補助金として1年当たり2万円の補助をしている。面的整備事業が始まってから最大で8年間の期間限定となっている。市内で一番初めに面的整備事業に取り組んだ多羅尾区、今現在取り組んでいる神山、杉山、柞原、田代の5地区が対象となっている。

委員 どういった維持管理をしたら補助が出るのか。

事務局 あくまでも浄化槽設置の促進補助という形で出しているもので、まとまって取り組んでいる面的整備事業の方を対象とした補助金となっている。

委員 地区でまとめて全部浄化槽を設置するという計画に基づいて実施していけば、8年間、維持管理費として1基当たり2万円補助するという事業か。

事務局 はい。

委員 人口減少を何とかしないと、特に農排の維持管理が問題になる。

事務局 人口の多いときにできている施設であり、人口が減ってくると経費的に割高になってくる。公共下水道が近くに通っているところは、経費の比較もあるが、下水道につなぐことも考えられる。相当遠くのところは不可能なた

め、更新の際にはダウンサイジング等も考えていかないといけない。

委員 使用料は減っても管理委託費は変わらない。課題が出てくるので、良き方策を示していただきたい。

委員 質問がなければ次の③に進むがよろしいか。

委員 (承認)

委員 ②平成30年度甲賀市下水道事業会計予算案については、全会一致で承認ということで、次の③に進む。

③甲賀市地域再生計画の事後評価について事務局から説明を。

事務局 地域再生計画（污水处理施設整備交付金）の事後評価について、資料に基づき説明

委員 事務局からの説明のとおり、本来この評価については、この場で皆さんにいろいろ討議をいただきまとめ上げるものだが、時間的な制約があるため事務局で案をまとめ、委員の皆さんに示し検討いただくことで調整した。

事務局 ⑥計画全体の総合評価については、「污水处理施設整備交付金・地方創生污水处理施設整備推進交付金の活用により、計画どおりの污水处理施設整備ができたことで、污水处理人口の増加及び普及率の向上が図れた。信楽町においては、朝宮地区農業集落排水事業（上朝宮、下朝宮、宮尻）が完了し、また、浄化槽設置整備事業を集中して行うことで污水处理施設整備の推進に努めたが、市全体の人口減少からも見受けられるように信楽町の人口減少の抑制にいたらなかった。」とし、⑦今後の方針等については、「市内における普及率の向上及び水洗化を一層進めるため、平成29年度から新たな地域再生計画に基づき公共下水道事業及び浄化槽設置整備事業を実施し、今後も継続的に污水处理施設整備を進めていく。」としたい。

委員 今、聞いてもらったとおり、地域再生計画（污水处理施設整備交付金）については国から補助金をもらっており、事業の事後評価を公表し、国に送ることによって、補助金を有効に使っていることの証明となる。これを出さなければ補助金を戻せということになるため、こういった書類が必要になる。今説明があった内容で総合評価としてよろしいか。合わせて今後の方針等についても、質問等あれば願います。

先ほどから話に出ているように、人口減少に歯止めが掛けられないので、なかなかこの評価の仕方は難しい。甲賀市全体でないと、下水道事業だけでは止められない。下水道が完備していることで、人口流出を止めることに一部寄与している部分もあるだろうが、いろんなことをしないと人口減少は止められない。市として努力していることは確か。

概ねこれで良いのではないかと考えているがどうか。

委員 「朝宮地区が完了し」と「推進に努めたが」の文章表現の関連で整合が取れていない。

事務局 文言については見直す。

委員 補助金返還とならないよう、事務局で見直しを。

③の課題については、認識したということによろしいか。

委員 (承認)

委員 ③の件に限らず、3つの議題で質問等があればお願いします。

委員 農業集落排水は朝宮地区で最終か。

事務局 はい。

委員 浄化槽の補助金は個人設置の地域も入っているのか。信楽以外の地域も入っているのか。

事務局 面的整備事業ではなくても、公共下水道が行かない所は合併浄化槽を推進している。

委員 この浄化槽設置整備事業補助金が該当するという事か。

事務局 個別設置の浄化槽補助となる。

委員 浄化槽の面的整備を行うところが面的整備補助、離れたところは個別の浄化槽補助でカバーするという事だが、それは甲賀市全体の話か。

事務局 甲賀市全体では公共下水道区域と農業集落排水区域とがあり、残りは浄化槽区域として市内全域をカバーしている。
浄化槽については取り組み方によって補助金の種類が違ってくる。地域がまとまったところでは面的整備として補助金が出る。その補助金が使えないところでは個別での補助をしている。

委員 今検討した事後評価については、23年度から28年度までの分であって、29年度の方は入っていない。この事業では信楽町の朝宮地区を集中して整備しているが、29年度以降の事業計画については、例えば多羅尾地区も入ってくるという理解でいいのか。

事務局 次の計画は信楽の公共下水道を中心にしている。合わせて浄化槽整備も行う計画をしている。

委員 議題の①と②に関して、この審議会での取扱いはどのような位置づけとなるのか。予算案については漠然とした話になっていて聞くだけの話になっている。
下水道審議会での予算と決算に対する役割は。

事務局 決算については中間的なもので、見込の報告となる。
予算案については、実際は議会の承認となる。示した部分は大まかなものであり、細かい部分は議会に提案することになる。
概ね完成形を示しており、審議会では修正ということではなく、予算執行、進め方についての意見をもらいたいと考えている。

委員 市として、審議会、審議内容はどのような位置づけとなっているのか。

委員 聞いておいてくださいというだけか。

委員 ここに集まっている委員の皆さんは、全て甲賀市の下水道事業の受益者である。その方が集まって議会とは別に、今年度の決算内容はこうであった、あるいは次年度の予算はこうしたい、委員から執行部に対してこういう事業も来年度は取り入れて欲しいという要請をすることは可能と思っている。

もちろん予算も決算も、甲賀市として最終確定をするのは議会であり、委員が確定するのではないが、予算決算の内容等々について、下水道を利用している皆さんが、意見を言ったり、認識をしてもらうために出てきてもらっている。このように理解している。

事務局 使用者皆さんの代表という形で、下水道事業にご理解いただき、より良い下水道事業の推進のために、いろんな意見をいただくことになる。

委員 委員から、うちの隣の集落の下水道を早くして、というような意見があればどうなる。

事務局 市民の声を反映して事業を進めていく。

委員 お願いします。

委員 以上で議題としての審議は終了する。

○会議内容の公開、非公開の決定について

事務局 当審議会は市の附属機関にあたるので、公開が原則である。

本日の資料には個人情報等非公開にしなければならない内容は含まれていないので、全て公開とし、議事録での発言者は個人名でなく、委員として公開することよろしいか。

委員 (了承)